

国産粗飼料増産対策事業実施要綱

16 生畜第4388号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成18年4月5日 17生畜第3156号
改正 平成20年4月1日 19生畜第2447号
改正 平成21年4月1日 20生畜第1988号
最終改正 平成21年4月1日 21生畜第2062号

第1 趣旨

大家畜畜産経営の生産コスト低減と経営安定を図るためには、国産粗飼料の増産を図り、畜産経営への粗飼料供給を促進していくことが重要となっている。

国産粗飼料のさらなる増産を図るためには、近年専用収穫機械の普及等により生産が飛躍的に拡大している稲発酵粗飼料について、その品質等の確保を図るとともに、コントラクター等飼料生産組織の育成や、その性格上効率的流通が難しく地域内の流通が中心であった国産粗飼料の広域流通を推進することが重要である。

このため、高品質・高収量の稲発酵粗飼料の利活用の推進、コントラクター等飼料生産組織の経営の高度化及び国産粗飼料の広域流通拠点の整備等の支援を推進することにより、国産粗飼料の増産を図るものとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、第3の1から3までについては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める民間団体、第3の4については第3の1から3までの事業実施主体とする。

第3 事業の種類等

事業実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとし、各事業の内容及び補助率は別表のとおりとする。

- 1 ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進型
- 2 飼料生産組織経営高度化支援型
- 3 粗飼料広域流通モデル確立型
- 4 国産粗飼料増産推進

第4 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が定めるところにより、事業実施計画を作成し、その承認を受けるものとする。

- 2 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第5 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。

第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、第3の1及び2については平成22年度から平成26年度まで、第3の3については平成21年度から平成25年度まで、第3の4については平成21年度から平成26年度までとし、第3の1及び3の事業の実施は、それぞれの事業実施者ごとに事業開始年度から連続した3年以内とする。

第8 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、この事業の円滑な推進を図るため、都道府県、関係団体との連携に努めるものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業実施主体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第9 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他に委託することができるものとする。

第10 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 国産粗飼料増産対策事業実施要綱の一部改正について（平成21年4月1日付け20生畜第1988号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱に基づき平成20年度までに採択した飼料用国産稲わら確保及び水田裏利用飼料生産供給推進の事業については、なお従前の例による。
- 2 国産粗飼料増産対策事業実施要綱の一部改正について（平成22年4月1日付け21生畜第2062号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱に基づき平成21年度までに採択した稲発酵粗飼料給与確立及び国産粗飼料増産推進の事業については、なお従前の例による。

別表

事業の種類	内 容	補 助 率
1 ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進型	高品質・高収量の稲発酵粗飼料の利活用を推進するための次の（１）の取組に要する経費に対する補助並びに次の（１）及び（２）の取組の実施 （１）ハイグレード稲発酵粗飼料利活用 （２）稲発酵粗飼料コーディネート資質向上会議の設置・運営	定 額 利用供給面積 10,000円/10a 定 額
2 飼料生産組織経営高度化支援型	コントラクター等の飼料生産組織が経営の高度化を図るための施設・機械の導入に要する経費に対する補助	1 / 2
3 粗飼料広域流通モデル確立型	国産粗飼料の広域流通を推進するための次の（２）及び（３）の取組に要する経費に対する補助並びに次の（１）から（３）の取組の実施 （１）全国検討会議の開催等 （２）広域流通拠点の整備 （３）広域流通飼料に関する調査等	定 額 1 / 2 定 額
4 国産粗飼料増産推進	事業の円滑な推進を図るための全国会議の開催、助言指導等	定 額